

墨田区保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年7月3日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第32号

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 13 次の表の左欄に掲げる保育所の位置は、令和7年9月22日から墨田区規則で定める日までの間は、別表の規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置
墨田区東駒形保育園	墨田区東駒形四丁目22番6号

付 則

この条例は、令和7年9月22日から施行する。